

株式交換及び合併に係る事後開示書類

株式会社サイバーリンクス

モバイル・メディア・リンク株式会社

2022年12月1日

各 位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役社長 村上 恒夫

和歌山市向220番地の1
モバイル・メディア・リンク株式会社
代表取締役社長 西崎 輝行

株式交換及び合併に係る事後開示書類

株式会社サイバーリンクス（以下「サイバーリンクス」といいます。）及びモバイル・メディア・リンク株式会社（以下「MML」といいます。）は、2022年10月11日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年11月30日を効力発生日として、サイバーリンクスを株式交換完全親会社、MMLを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記Ⅰ. のとおりです。

またサイバーリンクスは、2022年10月11日付でMMLとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年12月1日を効力発生日として、サイバーリンクスを吸収合併存続会社、MMLを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は下記Ⅱ. のとおりです。

Ⅰ. 株式交換

1. 本株式交換が効力を生じた日

2022年11月30日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 本株式交換をやめることの請求

MMLでは、会社法第784条の2の規定に基づく本株式交換をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

MMLは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2022年10月17日にMMLの株主

に対して通知をしましたが、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

MMLでは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

(4) 債権者の異議

MMLでは、新株予約権付社債を発行していなかったため、該当する事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2の規定、第797条の規定及び第799条の規定による手続の経過

(1) 本株式交換をやめることの請求

本株式交換は会社法第796条第2項の規定による簡易株式交換の要件を満たしているため、該当する事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本株式交換は会社法第796条第2項の規定による簡易株式交換の要件を満たしているため、該当する事項はありません。

(3) 債権者の異議

本株式交換では、MMLの株主に対して交付する金銭等がサイバーリンクスの株式のみであることから、該当する事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
本株式交換によりサイバーリンクスに移転したMMLの株式の数は480株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項

(1) MMLは、会社法第783条第1項の規定により、2022年11月1日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) サイバーリンクスは、本株式交換に際して、本株式交換によりサイバーリンクスがMMLの発行済株式（但し、サイバーリンクスが保有するMMLの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時のMMLの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、サイバーリンクスを除きます。）に対し、その所有するMMLの普通株式1株につきサイバーリンクスの普通株式750株の割合をもって割当交付いたしました。なお、サイバーリンクスが割当交付した普通株式の合計は360,000株です。

(3) 本株式交換により増加したサイバーリンクスの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ① 資本金の額 : 0円
- ② 資本準備金の額 : 会社計算規則第39条の規定に従いサイバーリンクスが別途適当に定める金額
- ③ 利益準備金の額 : 0円

II. 吸収合併

1. 本合併が効力を生じた日

2022年12月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条及び第787条の規定ならびに会社法第789条の規定による手続の経過

(1) 本合併をやめることの請求

MMLでは、会社法第784条の2の規定に基づく本合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

MMLは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2022年10月17日にMMLの株主に対して通知をしましたが、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

MMLでは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

(4) 債権者の異議

MMLは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2022年10月26日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、知っている債権者に対して個別に催告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 本合併をやめることの請求

本合併は会社法第796条第2項の規定による簡易合併の要件を満たしているため、該当する事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は会社法第796条第2項の規定による簡易合併の要件を満たしているため、該当する事項はありません。

(3) 債権者の異議

サイバーリンクスは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年10月26日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

サイバーリンクスは、MMLの資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2022年12月8日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

添付

別紙 モバイル・メディア・リンク株式会社 株式交換及び合併に係る事前開示書類

以上

株式交換及び合併に係る事前開示書類

モバイル・メディア・リンク株式会社

2022年10月17日

各 位

モバイル・メディア・リンク株式会社
代表取締役社長 西崎 輝行

株式会社サイバーリンクスとの株式交換及び合併に係る事前開示事項

当社と株式会社サイバーリンクス（以下、「サイバーリンクス」といいます。）は、2022年10月11日開催の両社取締役会において、2022年11月30日を効力発生日として、サイバーリンクスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、当該契約に基づき株式交換をすること（以下、「本株式交換」といいます。）、並びに、2022年12月1日を効力発生日として、サイバーリンクスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、当該契約に基づき吸収合併をすること（以下、「本合併」といいます。）について決議の上、株式交換契約及び合併契約を締結いたしました。

本株式交換及び本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条及び同法施行規則第184条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約等及び吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

I. 株式交換

1. 株式交換契約の内容

本株式交換に係る株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 株式交換対価の相当性に関する事項

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

当社及びサイバーリンクスは、独立した第三者算定機関から受領した算定結果を参考にし、株式交換比率について検討・交渉を行い、本株式交換契約締結日から効力発生日にいたるまでの間に双方の資産状態及び経営状態について重大な変更がないことを条件として、株式交換効力発生日前日における当社の株主に対してその所有する普通株式1株につき、サイバーリンクスの普通株式750株の割合（以下「本株式交換比率」といいます。）をもって割当交付することについて合意いたしました。

	サイバーリンクス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	750
本株式交換により交付する株式数	普通株式360,000株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

当社の株式1株に対して、サイバーリンクスの株式750株を割り当て交付します。ただし、サイバーリンクスが保有する当社普通株式（2022年10月10日現在100株）については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

2. 本株式交換により交付するサイバーリンクスの株式数

サイバーリンクスは、本株式交換により交付する株式数360,000株（予定）の全てを新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

3. 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、サイバーリンクスの普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のサイバーリンクスの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

本株式交換比率の公正性を確保するため、当社及びサイバーリンクスから独立した第三者算定機関である株式会社ユニヴィスコンサルティングに本株式交換比率の算定を依頼し、その算定書を受領いたしました。また、株式会社ユニヴィスコンサルティングへの依頼に先立ち、当社の財務状況を調査するために、松崎パートナーズ株式会社が選定され、当社に対する財務デュー・デリジェンスが実施されました。

なお、算定機関の株式会社ユニヴィスコンサルティングは当社及びサイバーリンクスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

株式会社ユニヴィスコンサルティングは、サイバーリンクス株式については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法により算定いたしました。具体的には、2022年10月7日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を算定の基礎とし、サイバーリンクス株式の1株当たり株式価値の評価レンジは、以下のとおりであります。

算定方式	算定結果
市場株価法	1,128円～1,138円

一方、当社については、非上場会社であるため、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用しております。なお、DCF法の前提とした当社の利益計画において、大幅な減益又は増益を見込んでいる事業年度があります。具体的には、店舗スタッフ増強によるコスト増加により2022年12月期の営業損失が4百万円（前年同期は22百万円の営業利益）、販売体制強化に伴う販売力・店舗競争力の向上により、2023年12月期の営業利益が10百万円、2024年12月期の営業利益が19百万円、2025年12月期の営業利益が44百万円となり、増益となることを見込んでおります。

DCF法に基づき算定された当社の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりであります。

算定方式	算定結果
DCF法	781,751円～1,011,832円

株式会社ユニヴィスコンサルティングは、本株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）に関して、個別の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、当社及びサイバーリンクスの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

サイバーリンクス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
サイバーリンクス	当社	
市場株価法	DCF法	687～897

本株式交換比率は、上記株式交換比率の算定レンジの範囲内において両社協議のうえ決定されたものであることから、相当であると判断しております。なお、本株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

(2) 株式交換対価としてサイバーリンクスの株式を選択した理由

サイバーリンクスの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、交換対価としての価値が客観的に把握可能であること、また、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として同株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換対価について参考となるべき事項

(1) 株式交換完全親会社であるサイバーリンクスの定款の定め

別紙2のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

株式会社東京証券取引所プライム市場

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

全国の各証券会社にて取引の媒介、取次ぎを行っております。

③交換対価の譲渡その他の処分に関する制限

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する状況

サイバーリンクスの過去6ヶ月間の月別最高・最低株価は、以下のとおりです。

月別	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
最高(円)	1,293	1,117	1,305	1,254	1,285	1,194
最低(円)	987	955	1,029	1,040	1,102	1,060

(4) サイバーリンクスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容
法令に基づいて有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社の計算書類等に関する事項

サイバーリンクスの最終事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日)に係る計算書類等は別紙3のとおりです。

なお、サイバーリンクスは、2022年12月1日を効力発生日として、サイバーリンクスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しております。

また、サイバーリンクスは、2022年12月1日を効力発生日として、サイバーリンクスを吸収合併存続会社、株式会社ケイオープランを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しております。

これら以外に、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 株式交換完全子会社の計算書類等に関する事項

当社は、2022年12月1日を効力発生日として、サイバーリンクスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しておりますが、これ以外に、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項

本株式交換は、会社法第799条第1項の適用を受けないため、該当事項はありません。

II. 吸収合併

1. 吸収合併契約の内容

本合併に係る吸収合併契約の内容は別紙4のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

(1) 合併対価の総数並びに合併対価の割当ての相当性に関する事項

本合併は、サイバーリンクスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力発生を条件としているため、当該合併の効力発生日の前日において、当社がサイバーリンクスの完全子会社となっていることを前提としております。従いまして、本合併に際して、サイバーリンクスから当社の株主に対して、株式その他金銭等の割当ては行いません。

(2) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加すべきサイバーリンクスの資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則及び公正な会計基準に従い決定する予定です。これは、サイバーリンクスの資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての計算書類等に関する事項

サイバーリンクスの最終事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日）に係る計算書類等は別紙3のとおりです。

なお、2022年11月30日を効力発生日として、サイバーリンクスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を2022年10月11日付で締結しております。

また、サイバーリンクスは、2022年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ケイオープランを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しております。

これら以外に最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併消滅会社についての計算書類等に関する事項

当社は、2022年11月30日を効力発生日として、サイバーリンクスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を2022年10月11日付で締結しておりますが、これ以外に、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

最終事業年度末現在におけるサイバーリンクス及び当社の資産及び負債の状況は、以下の通りであり、本合併後のサイバーリンクスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、吸収合併の効力発生日までに両社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事態は、現在のところ認識されておられません。

したがって、サイバーリンクスが負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断いたします。

(単位：百万円)

	総資産の額	負債の額	純資産の額
サイバーリンクス (単体) (2021年12月31日現在)	10,140	3,841	6,298
当社 (2021年12月31日現在)	493	102	391

以上

添付

- 別紙 1 株式交換契約書
- 別紙 2 株式会社サイバーリンクス定款
- 別紙 3 株式会社サイバーリンクス第58期決算報告書
- 別紙 4 吸収合併契約書

株式交換契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及びモバイル・メディア・リンク株式会社（以下「乙」という。）は、2022年10月11日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換する（以下「本株式交換」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲 : 株式交換完全親会社

商号 : 株式会社サイバーリンクス

住所 : 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

(2) 乙 : 株式交換完全子会社

商号 : モバイル・メディア・リンク株式会社

住所 : 和歌山県和歌山市向220番地の1

（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に750を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式750株の割合をもって割り当てる。

3 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき処理するものとする。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 : 0円

(2) 資本準備金 : 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金 : 0円

（本株式交換の効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年11月30日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し両社取締役会の承認に基づく合意の上、これを変更することができる。

（株主総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易株式交換の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行うものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3 本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の

上、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

(剰余金の配当等)

第8条 乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明したとき（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）は、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める乙株主総会において本契約の承認が得られないときはその効力を失う。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本契約に定めのない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通ずつ保有するものとする。

2022年10月11日

甲：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

株式会社サイバーリンクス

代表取締役 村上 恒夫



乙：和歌山県和歌山市向220番地の1

モバイル・メディア・リンク株式会社

代表取締役 西崎 輝行



株式会社サイバーリンクス 定款

株式会社サイバーリンクス 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社サイバーリンクスと称し、英文では CYBERLINKS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことができる。

1. コンピュータを利用した情報処理、情報ネットワーク交換及びデータ通信サービスに関する業務
2. コンピュータ、同付属装置並びに事務用機械装置の販売、設置、管理、保守及び賃貸とこれらの機器を利用した情報提供業務
3. 商品販売並びに商品陳列に関するデータベースの作成・販売
4. 前 1 号、2 号及び 3 号に関連するシステム設計、プログラム開発に関する業務
5. 電気通信工事、電気配線工事及びこれらの機器、工事の管理、保守に関する業務
6. 電気通信に関する機器、ソフトウェアの開発、制作及び賃貸並びに販売
7. 電気通信設備の設置及び保守
8. 有線テレビジョン放送法による一般放送事業
9. 電気通信事業法による電気通信事業
10. 放送番組の制作及び販売
11. 放送時間の販売
12. 放送に関する出版及び録音、録画の制作並びに販売
13. 有線テレビジョン放送施設の工事及び保守
14. 経営コンサルティング業務
15. 労働者派遣事業
16. 映像、音声記憶媒体及び出版物の企画、制作及び販売
17. 広告・宣伝及びマーケティング調査
18. インターネットを利用した各種情報サービス提供の企画及び運営
19. インターネットショッピングの企画、制作及び運営
20. 研修セミナーの企画、運営
21. 催物の企画、制作及び運営
22. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
23. 前記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を和歌山市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、28,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け
る権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

第1条 変更前定款第18条の規定の削除及び変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

(添付書類)

事業報告

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が徐々に緩和されるなかで、このところ持ち直しの動きがみられます。先行きにつきましては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループがサービスを提供する市場におきましては、人口減少等の社会構造の変化や、感染症拡大への対応の要請から、DX（注）やデジタル化が急速に進んでおります。

流通食品小売業は、感染症の脅威が続くなか、国民生活を支える重要な役割を果たしていますが、中長期的には人口減少に伴う市場縮小の脅威にさらされており、また、共働きや単身世帯の増加といったライフスタイルの多様化を背景とするコンビニエンスストア、ドラッグストア、インターネット販売事業者など他業態との競争激化や、人手不足及びそれに伴う人件費高止まりといった問題に直面しております。こうした状況を打開するためには、DXの推進により、店舗運営の効率化や、卸売業・製造業との連携によるサプライチェーンの最適化など、生産性向上に向けた取組を進めることが不可欠です。

また、官公庁においては、2021年9月にデジタル庁が発足し、感染症対応のなかで明らかになったわが国におけるデジタル化の遅れを取り戻すことが期待されております。各種申請の電子化等による行政手続の迅速化はもとより、社会全体のデジタルインフラとしての「マイナンバーカード」の普及と利活用の推進を図り、安全・安心で利便性の高いデジタル社会を作っていくことが求められます。

さらに、感染症拡大に伴うテレワークの増加等を契機に、業種を問わず商習

慣の変革が進んでおります。とりわけ、紙・対面に基づく様々なやりとりをサイバー空間において実現するためのデータ流通基盤となる「トラストサービス」へのニーズは飛躍的に高まっており、今後、簡易かつ信頼性の高いサービスが急速に普及していくと考えられます。

携帯電話販売市場においては、端末価格と通話・通信サービスの利用料を分離する「分離プラン」への移行、通信キャリアの新規参入、株式会社NTTドコモの「ahamo」をはじめとする通信キャリア各社による大容量格安プランの投入があります。また、ドコモショップでは、販売代理店による端末販売価格設定が自由化されたことに加え、2021年10月よりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する低価格プラン「OCNモバイルONE」の取り扱いが開始されるなど、市場環境が大きく動いており、今後の販売代理店の役割の変化に注目していく必要があります。一方で、5Gサービスの開始による新たな需要や、2026年3月に予定される3Gサービス終了に向けた端末買い換え需要など、事業機会が見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは、2021年2月12日に「中期経営計画(2021年度～2025年度)トランスフォーメーション2025」を公表し、「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトに、「シェアクラウド(共同利用型クラウド)」による安心、安全、低価格で高品質かつ高機能なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。なお、当社は、2022年4月に予定されている東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、プライム市場を選択しておりますが、移行基準日時点(2021年6月30日)において、上場維持基準のうち「流通株式時価総額」の基準に適合しておりません。このため、2021年9月30日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出し、上記中期経営計画の最終年度となる2025年までに上場維持基準を充たすための取組を進めることを表明しております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高13,241,045千円(前期比3.6%増)、営業利益945,026千円(前期比2.2%増)、経常利益958,650千円(前期比0.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益645,266千円(前期比0.1%増)となり、2期連続で過去最高益を達成しました。

また、当社グループが経営上の重要指標と位置付ける定常収入(注)は、サービス提供の拡大により257,019千円増加し、6,681,331千円(前期比4.0%増)となり、順調に推移しました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。そのため、前期比は、前連結会計年度の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値との比較となっております。

<流通クラウド事業>

流通クラウド事業におきましては、小売業向けEDIサービス「BXNOAH」や棚割システム「棚POWER」シリーズ、卸売業向けのEDIサービス「クラウドEDI-Platform」等のクラウドサービスの提供拡大により定常収入が増加しました。また、サービス導入時の作業費等定常収入以外の収入も増加しました。ソフトウェア償却費は、中大規模顧客向け「@rms基幹」の一部機能にかかる償却が終了したこと等により減少しました。一方で、流通業界における商談のDXを実現する企業間プラットフォーム「C2Platform」の新機能開発や、既存サービスである「@rms生鮮」のリニューアル開発等に注力した結果、研究開発費が増加しました。以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,021,658千円（前期比6.9%増）、セグメント利益（経常利益）は565,543千円（前期比80.1%増）となりました。

<官公庁クラウド事業>

官公庁クラウド事業におきましては、医療情報分野における大型のシステム更新案件等の寄与があったものの、防災行政無線デジタル化工事やGIGAスクール関連案件など特需への対応が2021年3月までに概ね終了した影響が大きく、減収となりました。一方、開発を進めてきた総合防災サービスのリリースへ向けた取組や、校務システム「Clarinet」の新規受注等、今後の成長につなげるための取組を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,159,691千円（前期比1.3%減）、セグメント利益（経常利益）は596,507千円（前期比5.9%減）となりました。

<トラスト事業>

トラスト事業におきましては、既存サービスであるタイムスタンプ対応ワークフロー（BPM（注））「TsunAG」の導入を行いました。一方で、マイナンバーカードをベースとした新たなトラストサービスを開発するため、人員増強を図ったことに加え、2021年12月には、ブロックチェーン技術（注）を利用した証明書発行サービス「Cloud Certs」を取得するなど、積極的な研究開発投資を行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は95,203千円（前期比556.6%増）、セグメント損失（経常損失）は349,731千円（前年同期はセグメント損失78,567千円）となりました。

<モバイルネットワーク事業>

モバイルネットワーク事業におきましては、足元では世界的な半導体不足の影響による端末の在庫不足等により端末販売台数は低調となっておりますが、累計期間では、緊急事態宣言を受け2020年4月から同年5月にかけて営業時間の短縮等を行った前連結会計年度と比べ、増加しました。一方、端末販売単価につきましては、iPhone 12および13シリーズ等の高価格帯商材の売れ行きが堅調に推移し、上昇しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,964,492千円（前期比7.3%増）、セグメント利益（経常利益）は381,977千円（前期比9.4%増）となりました。

（注） 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）：

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

定常収入：

情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標のこと。

BPM:

ビジネスプロセスマネジメント。ビジネスプロセスを、分析、設計、実行、監視するサイクルにより継続的に改善していくこと。業務を構成する複数のアプリケーションやワークフローを連携させることで、問題点を可視化し、業務全体の最適化につなげる。

ブロックチェーン技術:

情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、暗号資産に用いられる基盤技術のこと。

企業集団のセグメント別売上高

期 別 セグメント別	第57期 〔自 2020年1月1日〕 〔至 2020年12月31日〕		第58期 (当連結会計年度) 〔自 2021年1月1日〕 〔至 2021年12月31日〕		前 期 対 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
流通クラウド事業	3,762,900	29.5	4,021,658	30.4	106.9
官公庁クラウド事業	6,237,760	48.8	6,159,691	46.5	98.7
ト ラ ス ト 事 業	14,498	0.1	95,203	0.7	656.6
モバイルネットワーク事業	2,762,545	21.6	2,964,492	22.4	107.3
合 計	12,777,704	100.0	13,241,045	100.0	103.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は727百万円となり、その主なものは流通食品小売向け基幹業務クラウドサービスに関するソフトウェアの取得及び機能追加の開発のほか、データセンター関連設備の増設、田辺支店及びドコモショップ田辺店の移転に伴う建設費用であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び銀行借入金をもって充ちいたしました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式が大きく変化し、あらゆる産業において、新たなデジタル技術を使ったこれまでにないビジネスモデルの展開が急速に加速しており、各企業は競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（DX）をスピーディーに進めていくことが求められています。

また、情報サービス業界は、クラウドサービスの普及を着実に進め成長を続ける一方、AIの本格的な利用にも着手しております。現在の主流であるディープラーニングを中核技術とするAIは、大量のデータを学習することで判断精度を上げていく性質があることから、大量のデータを扱うクラウドサービスと親和性が高く、AIを組み込んだクラウドサービスは、ユーザーにおける生産性向上に従来以上に大きく貢献する可能性を秘めております。今後、AIの利用が活発化していく中で、クラウドサービスはさらに便利なものとなり、その普及も加速度的に進んでいくものと考えられます。

このような経営環境のもと、当社グループはさらなる成長を実現するため、「中期経営計画（2021年度～2025年度）トランスフォーメーション2025」に基づき、「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」というブランドコンセプトのもと、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、

安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図りつつ、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

I Tが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社グループのクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、テレワーク活用による運用・開発体制の分散化、クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理の強化、オフィス立地の見直し等により安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社グループは、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

また、当社グループのサービスの提供を通じて、顧客における生産性向上の実現に取り組んでまいります。

③ I T技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・A Iや、認証連携基盤等の先進的なI T技術への対応が重要であると認識しております。当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのI T技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループの事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、認知度向上施策の実施等による採用力の強化や多様な働き方への対応、また、待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤ 生産性向上と働き甲斐のある職場づくり

従業員一人ひとりが能力と熱意を最大限に発揮することが、事業の健全な成長に不可欠であると考えております。「一人ひとりが主役～働き甲斐のある職場を作る～」をビジョンに掲げ、DXの推進による生産性向上、これまでの仕事のあり方及び働き方の見直し、柔軟な勤務体系の導入による業務効率化などを進め、社員の健康を増進させ意欲が向上する職場づくりに取り組んでまいります。

⑥ グループ連携の強化

当社グループ企業とのシナジーを発揮するため、営業面、技術面での連携や人事交流を推進し、事業拡大に努めてまいります。また、当社グループ企業に対するマネジメントにつきましては、取締役及び監査役の派遣を行うなど、経営全般を支援してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

⑧ サステナビリティへの取組

当社は、「気高く、強く、一筋に ～皆で創り出す仕事を通じて社会の発展に貢献を～」を経営理念として掲げ、事業に取り組んでおります。この経営理念に基づき、当社の提供する情報技術やサービスを通じて、すべてのステークホルダーの皆様とともに、持続可能な社会の実現に貢献し続ける企業を目指しております。当社は、優先的に取り組むべき課題として、環境、社会、ガバナンスの観点から以下のとおり、7つの「重要課題（マテリアリティ）」を設定し、取組を推進してまいります。

環境	地球環境への貢献
	安全でロスのない食の流通
社会	デジタル化の推進による効率的で豊かな社会
	文化と教育を通じて子供たちの成長を
	健康で生き活きと働きがいのある職場づくり
	安心・安全な地域の暮らし
ガバナンス	ガバナンス機能の強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第55期	第56期	第57期	第58期(当連結会計年度)
		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売 上 高 (千円)		—	10,449,702	12,777,704	13,241,045
経 常 利 益 (千円)		—	460,993	951,544	958,650
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		—	280,359	644,720	645,266
1株当たり当期純利益 (円)		—	28.44	62.43	62.55
総 資 産 (千円)		—	9,638,508	10,053,700	9,682,879
純 資 産 (千円)		—	4,474,908	5,047,673	5,418,710
1株当たり純資産 (円)		—	428.11	482.28	516.32

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 第56期が連結初年度となりますので、第55期につきましては記載しておりません。
4. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第55期	第56期	第57期	第58期(当事業年度)
		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売 上 高 (千円)		9,685,326	10,449,702	10,321,048	10,381,651
経 常 利 益 (千円)		513,801	463,213	1,858,663	890,824
当 期 純 利 益 (千円)		320,356	282,579	1,569,382	598,548
1株当たり当期純利益 (円)		33.07	28.66	151.91	58.02
総 資 産 (千円)		6,195,639	8,986,742	10,293,228	10,140,834
純 資 産 (千円)		3,891,280	4,482,128	5,974,555	6,298,873
1株当たり純資産 (円)		396.75	428.39	572.07	601.42

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。

3. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。
4. 当社は、第57期において連結子会社である株式会社南大阪電子計算センターからの受取配当金1,000,000千円を営業外収益として計上しております。これにより当期純利益及び1株当たり当期純利益が大幅に増加いたしました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社南大阪電子計算センター	80百万円	100%	自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社南大阪電子計算センター	大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号	2,754百万円	10,140百万円

(8) 主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社1社で構成されており、当社グループの報告セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

セグメント	事業内容
流通クラウド事業	流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ r m s 基幹」を主力とした食品小売業向けサービス、大手食品卸売業を主要顧客としたE D I等の卸売業向けサービス、商品画像データベース等をクラウドで提供しております。
官公庁クラウド事業	地方自治体向けに行政情報システム等の導入、保守・運用サービス、防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工・保守を提供しております。また、小中学校向け校務支援クラウドサービスや医療機関間の医療情報連携クラウドサービスを提供しております。
トラスト事業	タイムスタンプ「時刻認証業務認定事業者(T S A)」認定、「公的個人認証サービス プラットフォーム事業者」認定、「電子委任状取扱業務」認定を基礎に、急速に普及する「マイナンバーカード」を活用し、誰もが簡単に、低価格で利用可能なトラストサービスを展開しております。
モバイルネットワーク事業	株式会社N T Tドコモの一次代理店であるコネクシオ株式会社と締結している「代理店契約」に基づき、二次代理店として和歌山県下にドコモショップ7店舗を運営しております。

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントを「ITクラウド事業」「モバイルネットワーク事業」の2セグメントから、「流通クラウド事業」「官公庁クラウド事業」「トラスト事業」「モバイルネットワーク事業」の4セグメントに変更しております。

(9) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 日 本 支 社	東京都港区
西 日 本 支 店	大阪市淀川区
海 南 支 店	和歌山県海南市
田 辺 支 店	和歌山県田辺市
シ ン ガ ポ ー ル 支 店	シンガポール
新 宮 営 業 所	和歌山県新宮市
奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
仙 台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
浜 松 町 オ フ ィ ス	東京都港区
静 岡 オ フ ィ ス	静岡市葵区
御 坊 サ ー ビ ス セ ン タ ー	和歌山県御坊市
ドコモショップ 南海市 駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ J R和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩 出 店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田 辺 店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋 本 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋 本 彩 の 台 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ かつらぎ店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

- (注) 1. 2021年3月1日付でシンガポール支店を移転いたしました。
2. 2021年9月10日付でドコモショップ田辺店を移転いたしました。
3. 2021年11月1日付で田辺支店を移転いたしました。また田辺営業所を廃止し、田辺支店に統合いたしました。
4. 2021年12月31日付で御坊サービスセンターを廃止いたしました。

② 子会社

株式会社南大阪電子計算センター

本社（大阪府貝塚市）、和歌山支社（和歌山県和歌山市）、

奈良支社（奈良県葛城市）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
680名	8名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）67名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
506名	4名増	37.7歳	9.9年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）37名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	1,216,047
株式会社みずほ銀行	556,467
和歌山県信用農業協同組合連合会	160,000
株式会社三菱UFJ銀行	147,392

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,342,552株（自己株式215,420株を除く）
- (3) 株主数 5,100名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ イ バ ー コ ア	2,400,000株	23.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	767,200株	7.42%
サイバーリンクス従業員持株会	386,340株	3.74%
村 上 恒 夫	380,600株	3.68%
一般財団法人サイバーリンクス福祉財団	300,000株	2.90%
上 岡 兼 千 代	280,038株	2.71%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	189,912株	1.84%
和 歌 山 県	168,234株	1.63%
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	145,944株	1.41%
日 本 電 気 株 式 会 社	142,206株	1.37%

(注) 持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 株式分割

2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

② 自己株式の取得

2021年5月21日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施いたしました。取得した株式の総数は196,300株、株式の取得価額の総額は299,888千円であります。

③ 新株予約権

新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は215,200株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

名 称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数	行使価額	行使期間
第1回株式報酬型新株予約権 (2015年3月27日)	68個	普通株式 13,600株	3名	1株当たり1円	2015年5月1日から 2045年4月30日まで
第2回株式報酬型新株予約権 (2016年3月29日)	103個	普通株式 20,600株	3名	1株当たり1円	2016年4月29日から 2046年4月28日まで
第3回株式報酬型新株予約権 (2017年3月28日)	92個	普通株式 18,400株	3名	1株当たり1円	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
第4回株式報酬型新株予約権 (2018年3月27日)	92個	普通株式 18,400株	4名	1株当たり1円	2018年4月17日から 2048年4月16日まで
第5回株式報酬型新株予約権 (2019年3月27日)	116個	普通株式 23,200株	4名	1株当たり1円	2019年4月16日から 2049年4月15日まで
第6回株式報酬型新株予約権 (2020年3月27日)	180個	普通株式 36,000株	4名	1株当たり1円	2020年4月21日から 2050年4月20日まで
第7回株式報酬型新株予約権 (2021年3月30日)	69個	普通株式 6,900株	4名	1株当たり1円	2021年4月20日から 2051年4月19日まで

(注) 1. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 社外取締役（監査等委員を除く）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

③ 取締役（監査等委員）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	上 岡 兼 千 代	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役会長
代表取締役社長	村 上 恒 夫	株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	東 直 樹	公共クラウド事業部担当 株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	湯 川 隆 志	モバイルネットワーク事業部担当
取 締 役	秀 祐 而	流通クラウド事業本部長
取 締 役	宇 治 保	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役社長
取 締 役	桂 靖 雄	
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐 藤 正 光	株式会社南大阪電子計算センター 監査役
取 締 役 (監査等委員)	潰 瀧 順 一	
取 締 役 (監査等委員)	豊 田 泰 史	あすか綜合法律事務所 所長

- (注) 1. 桂靖雄氏、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏は、社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 佐藤正光氏は、長年にわたり管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 豊田泰史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、桂靖雄氏、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外取締役（監査等委員）水城実氏は、一身上の都合により2021年7月21日をもって辞任いたしました。
- また、社外取締役（監査等委員）水城実氏の辞任を受け、監査等委員である取締役の員数を欠くこととなったため、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において補欠取締役（監査等委員）に選任された豊田泰史氏が、同日付で社外取締役（監査等委員）に就任しております。
7. 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
水 城 実	2021年7月21日	取締役（監査等委員） 水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び監督者としての権限を有する従業員等であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約は、被保険者が株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟等により負担することになる争訟費用及び損害賠償金を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に関する方針と手続は以下のとおりであります。

【役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定方法】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、社外取締役を含む取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の額の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【役員報酬等の基本的な考え方】

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとしております。

【役員報酬等の内容】

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬

固定報酬（基本報酬）及び賞与、非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内とする。

（基本報酬及び賞与）

基本報酬は、月次で支給するものとし、他社水準を参考として、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、役位を勘案して評価配分を決定し、原則一定の時期に支給する。

なお、各取締役の基本報酬及び賞与の額は、社外取締役が出席する取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分とする。

（株式報酬型ストック・オプション）

株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、原則として各取締役の在任中に毎年1回付与する。各取締役の割当数は、「株式報酬型ストック・オプション規程」に基づき取締役会にて決定する。株式報酬型ストック・オプションの割当個数計算の基準額は、新株予約権割当決議時の各取締役の報酬額に当該規程に定める比率を乗じて算定する。このため、基本報酬及び賞与と株式報酬型ストック・オプションの割合は変動するものとする。

・ 監査等委員である取締役報酬

基本報酬のみで構成する。基本報酬は月次で支給するものとし、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。各取締役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額250,000千円以内（内、社外取締役分は30,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。また同総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額40,000千円以内の範囲で割り当てることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（内、社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（内、社外取締役2名）です。

なお、監査役の金銭報酬の額は、1999年12月6日開催の株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の額は、社外取締役が出席する取締役会からの一任により、当社代表取締役社長である村上恒夫が決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、株式報酬型ストック・オプションの各取締役の割当数は、「株式報酬型ストック・オプション規程」に基づき取締役会にて決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員 を除く） （うち社外取締役）	104,146 (3,000)	92,430 (3,000)	— (—)	11,716 (—)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,460 (3,600)	17,460 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (3)
監査役 （うち社外監査役）	5,820 (1,200)	5,820 (1,200)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 当社は2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は7名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役2名）であります。取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）1名を含めており、また無報酬の取締役2名を含めておりません。
3. 非金銭報酬等は、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社 外 取 締 役 (監査等委員)	水 城 実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサル ルティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外 監査役	いずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	豊 田 泰 史	あすか綜合法律事務所 所長	重要な取引その他の関係はありません。

(注) 社外取締役（監査等委員）水城実氏は、一身上の都合により2021年7月21日をもって辞任いたしました。

また、社外取締役（監査等委員）水城実氏の辞任を受け、監査等委員である取締役の員数を欠くこととなったため、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において補欠取締役（監査等委員）に選任された豊田泰史氏が、同日付で社外取締役（監査等委員）に就任しております。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
社 外 取 締 役	桂 靖 雄	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席いたしました。 豊富な経営経験と幅広い見識を活かし、期待された役割に基づき独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	水 城 実	退任までに開催された取締役会11回のすべて、また監査役会4回、監査等委員会5回のすべてに出席いたしました。 税理士、社会保険労務士としての専門知識と豊富な経験から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしておりました。
	潰 瀧 順 一	当事業年度に開催された取締役会22回のすべて、また監査役会4回、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 行政分野における経験と幅広い見識から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。
	豊 田 泰 史	就任後に開催された取締役会11回のうち7回、また監査等委員会5回のうち4回に出席いたしました。 弁護士としての専門的知識と豊富な経験から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。

(注) 社外取締役(監査等委員)水城実氏は、一身上の都合により2021年7月21日をもって辞任いたしました。

また、社外取締役(監査等委員)水城実氏の辞任を受け、監査等委員である取締役の員数を欠くこととなったため、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において補欠取締役(監査等委員)に選任された豊田泰史氏が、同日付で社外取締役(監査等委員)に就任しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	49,500千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51,500千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等について確認を行い、監査等委員会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準への対応に係る助言業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、「会計監査人の評価および選定基準」に基づき、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任又は不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、監査等委員会規程に則り、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会で協議のうえ、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(取締役会における決議の内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
 - ② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
 - ③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
 - ④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
 - ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
 - ⑥ 監査等委員会は、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
- ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
 - ・ 内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。
 - ② 内部監査室の従業員は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (7) 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査等委員会に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
 - ② 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。

- ③ 子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役及び取締役会に報告を行う。
 - ⑤ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
 - ② 監査等委員会は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査等委員会が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
 - ③ 監査等委員会は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
 - ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

(当事業年度における運用状況の概要)

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

また、当社グループの全役職員を対象に、コンプライアンスの啓蒙活動の一環として、コンプライアンス確認テスト及びコンプライアンス意識調査をそれぞれ1回実施しております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月1回開催しており、臨時取締役会を含め22回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査等委員会の開催状況

監査役会又は監査等委員会は月1回開催しており、監査役会4回、監査等委員会10回をそれぞれ開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」は3ヶ月に1回開催し、当社グループの企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査役又は監査等委員である取締役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,087,070	流動負債	1,896,962
現金及び預金	2,006,885	買掛金	534,336
売掛金	1,602,405	1年内返済予定長期借入金	304,200
商仕掛品	75,168	リース債務	2,362
原材料及び貯蔵品	240,057	資産除去債務	6,225
前払費用	9,555	未払金	166,238
その他の金	126,365	未払費用	139,554
貸倒引当金	27,919	未払法人税等	347,018
	△1,288	前受金	53,882
		前受り金	89,343
固定資産	6,053,763	前受り金	89,343
有形固定資産	2,358,854	前受り金	89,343
建物	659,464	前受り金	89,343
構築物	48,268	前受り金	89,343
機械装置	0	前受り金	89,343
車両運搬具	0	前受り金	89,343
工具、器具及び備品	286,180	前受り金	89,343
土地	1,305,378	前受り金	89,343
リース資産	9,312	前受り金	89,343
建設仮勘定	50,250	前受り金	89,343
無形固定資産	456,234	前受り金	89,343
商標	9	前受り金	89,343
ソフトウェア	351,781	前受り金	89,343
ソフトウェア仮勘定	104,443	前受り金	89,343
投資その他の資産	3,238,674	前受り金	89,343
投資有価証券	19,000	前受り金	89,343
関係会社株	2,754,299	前受り金	89,343
出資	30	前受り金	89,343
破産更生債権等	1,876	前受り金	89,343
長期前払費用	91,132	前受り金	89,343
繰延税金資産	267,295	前受り金	89,343
その他の金	107,116	前受り金	89,343
貸倒引当金	△2,076	前受り金	89,343
資産の部合計	10,140,834	負債の部合計	3,841,960
		純資産の部	
		科 目	金 額
		株主資本	6,220,242
		資本金	851,807
		資本剰余金	1,303,541
		資本準備金	1,300,973
		その他資本剰余金	2,567
		利益剰余金	4,376,399
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	4,368,899
		別途積立金	190,000
		繰越利益剰余金	4,178,899
		自己株式	△311,505
		新株予約権	78,631
		純資産の部合計	6,298,873
		負債及び純資産の部合計	10,140,834

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,381,651
売上原価	7,148,197
売上総利益	3,233,453
販売費及び一般管理費	2,358,095
営業利益	875,357
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	250
不動産賃貸料	10,891
経営指導料	7,200
店舗改装等支援金収入	6,435
その他	6,921
	31,700
営業外費用	
支払利息	12,739
不動産賃貸原価	2,865
その他	628
	16,233
経常利益	890,824
特別利益	
その他	965
	965
特別損失	
固定資産除却損	1,294
	1,294
税引前当期純利益	890,495
法人税、住民税及び事業税	366,962
法人税等調整額	△75,015
当期純利益	598,548

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	792,324	1,241,490	2,567	1,244,058	7,500	190,000	3,683,587
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約 権の行使）	59,482	59,482		59,482			
剰余金の配当							△103,236
当期純利益							598,548
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	59,482	59,482	-	59,482	-	-	495,311
当期末残高	851,807	1,300,973	2,567	1,303,541	7,500	190,000	4,178,899

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,881,087	△11,616	5,905,853	68,702	5,974,555
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約 権の行使）			118,965		118,965
剰余金の配当	△103,236		△103,236		△103,236
当期純利益	598,548		598,548		598,548
自己株式の取得		△299,888	△299,888		△299,888
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				9,929	9,929
事業年度中の変動額合計	495,311	△299,888	314,388	9,929	324,318
当期末残高	4,376,399	△311,505	6,220,242	78,631	6,298,873

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料 総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース取引に係るリース資産

資産

④ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する部分を計上しております。 |
| ③ 受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 当事業年度末までの進捗部分 | 工事進行基準 |
| について成果の確実性が認められる工事 | (工事の進捗率の見積りは原価比例法) |
| その他の工事 | 工事完成基準 |

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金の利息 |
| ③ ヘッジ方針 | 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。 |

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「経営指導料」及び「店舗改装等支援金収入」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

受注損失引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金	2,707千円
---------	---------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 受注損失引当金」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	683千円
短期金銭債務	1,408千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,224,133千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売 上 高	4,932千円
仕 入 高	360千円
その他の営業取引高	11,681千円
営業取引以外の取引高	7,209千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 残 高	増 加	減 少	当 期 末 残 高
	株	株	株	株
普通株式	9,560	205,860	—	215,420
合 計	9,560	205,860	—	215,420

(変動事由の概要)

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加 196,300株

2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加
9,560株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	225,194千円
新株予約権	23,941千円
未払事業税	14,116千円
賞与引当金	12,161千円
資産除去債務	11,152千円
減損損失	9,017千円
敷金及び保証金	8,007千円
電話加入権	6,662千円
未払費用	3,167千円
未払事業所税	1,591千円
建物	1,264千円
たな卸資産	1,126千円
貸倒引当金	1,026千円
工具、器具及び備品	1,020千円
その他	2,500千円

繰延税金資産小計 321,951千円

評価性引当額 △51,841千円

繰延税金資産合計 270,109千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 2,623千円

その他 190千円

繰延税金負債合計 2,814千円

繰延税金資産の純額 267,295千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社南大阪電子 計算センター	(所有) 直接100.0	役員の 兼任	経営指導料 の受取	7,200	流動資産 「その他」 (未収入金)	660

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており
ます。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
経営指導料については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	601円42銭
1株当たり当期純利益	58円02銭

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 雄一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等により、内部統制部門と連携の上、監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に従い、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社サイバーリンクス 監査等委員会

取締役 常勤監査等委員 佐藤 正 光 ㊞

社外取締役 監査等委員 潰瀧 順 一 ㊞

社外取締役 監査等委員 豊田 泰 史 ㊞

以 上

吸収合併契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及びモバイル・メディア・リンク株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、2022年10月11日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社サイバーリンクス

住所：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

（2）乙：吸収合併消滅会社

商号：モバイル・メディア・リンク株式会社

住所：和歌山県和歌山市向220番地の1

（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本合併がその効力を生ずる直前において、乙の全株式を所有することとなるため、本合併に際して乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（本合併の効力発生日）

第5条 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年12月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（株主総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

（役員退職慰労金及び従業員一時金）

第7条 乙は、本契約締結日現在の乙の取締役又は監査役のうち、本合併に際して甲の取締役又は監査等委員である取締役に就任しない者に対して、乙の株主総会の決議に基づき、乙の本契約締結日現在の退職慰労金支給基準に従って退職慰労金を支給することができる。

2 乙は、本契約締結日現在の乙の従業員に対して、乙の本契約締結日現在の退職金支給規定に基づく退職金相当額を、一時金として支給することができる。

3 乙は、前項の一時金を支給する場合、各従業員から、「当該一時金の支給により乙在籍に係る

退職金が清算済みであること」に同意する書面を得なければならない。

- 4 本条第1項及び第2項により乙の役員及び従業員に対して支給する金額の上限は、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。

(合併の効力発生前の剰余金の配当)

第8条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、剰余金の配当を行わない。

(会社財産の管理等)

第9条 乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明した場合（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(契約の効力)

第11条 本契約の効力は、本効力発生日の前日までに、甲乙間で締結された2022年10月11日付「株式交換契約書」に基づく株式交換の効力が発生することを停止条件として生じるものとする。

- 2 本契約は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会の承認が必要となった場合において、その決議による本契約の承認、又は本効力発生日までに法令に定められた関係官庁等の許認可、承認が得られないときはその効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通ずつ保有するものとする。

2022年10月11日



甲：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役 村上 恒夫



乙：和歌山県和歌山市向220番地の1
モバイル・メディア・リンク株式会社
代表取締役 西崎 輝行

